

外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について

平成6年12月15日民二第424号高等裁判所
長官，地方，家庭裁判所長あて事務総長通達

標記の照会について下記のとおり定めましたので，これによってください。
なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 外交特権者の裁判権等の免除の放棄について

1 事件の当事者となる場合

(1) 我が国に駐在する外国の大使，公使又は外交使節団の職員等で外交上の特権及び免除を享有するもの（以下「外交特権者」という。）に対する民事，刑事，家事及び少年の事件（以下単に「事件」という。）の申立てがあった場合には，裁判所は，当該外交特権者の派遣国がこの者に対する裁判権の免除を放棄するかどうかを外務省において確かめることをあらかじめ最高裁判所に依頼する（別紙様式第1参照）。

(2) 裁判所は，(1)の定めによる依頼をする場合には，訴状等の写しを添付する。

この場合においては，できる限り訴状等の当該外国語訳文を添付する。ただし，当該外国語訳文を添付することができない場合には，訴状等に記載の外国の地名，人名等の固有名詞には，必ず原語を書き添え，日本の地名，人名等の固有名詞には，振り仮名を付ける。

2 証人として証言を求める場合

1の定めは，外交特権者に対し証人として証言を求める必要が生じた場合の証言義務免除の放棄に関する照会について準用する（別紙様式第2参照）。この場合において，1の(2)に「訴状等」とあるのは，「尋問事項の要領を記載した書面」と読み替えるものとする。

第2 外交特権者以外の者で裁判権等の免除を享有するものの免除の放棄について

領事官及び領事館職員，各種の代表部の代表及び職員，各種の使節団の団長及び職員並びに各種の国際機関の職員等が裁判権等の免除を享有する場合の免除の放棄に関する照会については，第1の定めに従って取り扱う。

第3 裁判権等の免除を享有する者であるかどうかに関する調査について

事件の申立てを受けた者又は証人として証言を求める必要が生じた者が裁判権等の免除を享有する者であるかどうかを調査するために必要な場合には，受訴裁判所は，外務省に対して資料の提出を求めることができる。

付 記

1 この通達は，平成7年1月1日から実施する。

2 昭和40年8月26日付け最高裁民二第608号事務総長通達「外交特権を有する者等の裁判権等の免除の放棄に関する照会について」は，平成6年12月31日限り，廃止する。

(別紙様式第1)

渉

外
一
般
関
係

文 書 番 号

年 月 日

最高裁判所事務総長 殿

高等裁判所長官

(地方裁判所長)

(家庭裁判所長)

外交特権者の裁判権免除の放棄に関する照会について (依頼)

当庁に申立てのあった 年 () 第 号 事件 (当事者氏名)
について、 国が下記の者が有する裁判権の免除を放棄するかどうかを確か
めるようお取り計らいください。

記

申立てを受けた者の氏名等

氏名

年齢

身分

住所

(備考)

- 1 申立てを受けた者の身分を記載するには、大使、公使若しくは外交使節団の職員又はこれらの家族であることを具体的に記載する。
- 2 参考として訴状、起訴状、申立書等の写しを添付する。

(別紙様式第2)

渉
外
一
般
関
係

文 書 番 号
年 月 日

最高裁判所事務総長 殿

高等裁判所長官

(地方裁判所長)

(家庭裁判所長)

外交特権者の証人としての証言義務免除の放棄に関する照会
について(依頼)

当庁に係属する 年()第 号 事件(当事者氏名)につ
いて、下記の者を証人として尋問する必要がありますので、同人がこの証人として
別紙の尋問事項による証言をするについて、 国が下記の者が有する証言義
務の免除を放棄するかどうかを確かめるようお願いいたします。

記

証人の氏名等

氏名

年齢

身分

住所

(備考)

- 1 証人の身分を記載するには、大使、公使若しくは外交使節団の職員又は
これらの家族であることを具体的に記載する。
- 2 別紙として尋問事項の要領を記載した書面の写しを添付する。

七
七
二
ノ
一
二